

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体(指定管理者)監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

平成22年4月6日

上越市監査委員 大原 啓資

上越市監査委員 勝島 朝子

上越市監査委員 瀧澤 逸男

記

第1 監査の種類

財政援助団体(指定管理者)監査

第2 監査の対象

平成20年度 指定管理者制度の執行状況について

うみてらす名立(観光振興課)

板倉そば打ち体験交流施設いたくら亭(観光振興課)

くわどり市民の森(林業水産課)

ゆったりの家(農政企画課)

上越人材ハイスクール(産業振興課)

なお、所管課名は監査実施時点の名称である。

第3 監査の期間

平成22年1月12日から平成22年3月29日

第4 監査の場所

上越市監査委員事務局及び指定管理者が管理する施設

第5 監査の方法

監査の実施に当たっては、指定管理にかかる協定書、管理運営業務仕様書、事業計画書、事業報告書など関係書類の提出を求め、関係職員から説明を聴取した。

また、監査した施設のうち、うみてらす名立、板倉そば打ち体験交流施設いたくら亭については、当該施設の現地調査を実施した。

第6 監査の結果

所管課における施設の管理を行わせる団体の指定及び協定等の手続きは適正になされており、管理に関する事務処理及び指定管理者の施設管理運営や利用者に対する対応等についても、一部を除いておおむね良好になされていた。

ただし、いくつかの施設において、

- ・市が求める補償額を満たす損害賠償責任保険への加入がなされていない
- ・委託料のうち修繕料の清算をしない場合、指定管理者の承諾を得た旨の記録等がなく、十分な対応がなされていない

などの問題が見受けられた。

上記の項目に限らず、協定書及び仕様書に定める事項の実施状況の確認については、これまでの指定管理者監査において繰り返し指摘している事項である。今後より一層、施設の管理状況の把握に努めるとともに、現在行われている平成21年度の指定管理業務に係る実績報告の確認及びその評価にあたっては、これまでの指摘を踏まえ適切な事務処理をされたい。

なお、損害賠償責任保険の加入について、多くの場合協定書等において、市が加入する市民総合賠償補償保険の補償額以上の補償を受けられる保険への加入を義務付けているが、あらゆる施設において、一律にこの基準額での補償を受けられる保険への加入を求めることについては疑問である。

保険により補償を受けるべき額は、施設の利用形態や利用者数などにより、想定されるリスクに基づき、そのリスクに見合う補償額とすることが望ましいと考えることから、施設の種類や利用形態に応じ加入すべき保険の基準を作成するなどの改善をされたい。

上記のほか、施設ごとに改善を求める事項のうち、主なものについては以下のとおりである。

(1)うみてらす名立

自主事業として位置付けているイベントの中には、単なる販売促進のためのものも見受けられた。また、実績報告で自主事業に係る収支決算の提出を求めているが、開催状況報告のみで、収支決算に係る書類が提出されていなかった。自主事業によっては、単独で収支決算が出せない事業もあると思われるので、自主事業の位置づけや収支決算などの提出について、仕様書及び引継書の記述内容の見直しを検討されたい。

(2)板倉そば打ち体験交流施設いたくら亭

当該施設では、食堂としての利用が大半を占めるが、「そば打ち体験を通じた市民相互の交流の場」という施設の設置目的に照らし、体験者の拡大のための創意工夫をされたい。

条例では、そば打ち体験場の利用料金を「1回1,200円」と規定し、1人1,200円を徴収しているが、この規定内容では、複数人の利用でも1,200円と解されることから、条例の見直しなどを検討されたい。

そば打ち体験場の利用料金として1,200円の利用料金のほか、材料費等として600円を徴収していた。この材料費分については、そば粉の購入価格の変動等により、市との協議を経ず指定管理者の判断により実施されているが、材料費の徴収は利用者の負担増につながり、また、「利用料金の改定については市長の承認を受けるものとする」と、協定書で規定されていることから、利用料金の改定と同様に協議をするのが望ましいと思われるため、適切な対応をされたい。

(3)くわどり市民の森

小中学校がバスを借り上げて来場する場合、指定管理者が借上料の半額を助成している。この助成について、市の施策を代行して指定管理者が行っているとすれば、清算対象とする必要があると考えられる。余った予算を消耗品費等に流用している状況が見られたが、望ましくないので取扱を検討されたい。

修繕を指定管理者自らで行うことが多いため、修繕に必要な材料の購入費も修繕費として計上し、清算対象としていた。修繕に必要な材料の購入にあたり修繕費予算が不足したため、消耗品費として支出したとのことであるが、市として経費支出の実態を把握し、指定管理者と協議の上、計上方法について見直されたい。

(4) ゆったりの家

事業計画では施設ごとの収支計算書が添付されていたが、実績報告では受託する3施設を合わせた収支計算書が添付されており、計画と実績の対照による点検・分析や問題点の把握が容易にできない状態であった。受託者には事業計画に対応した施設ごとの収支計算書を提出するよう求められたい。

施設の利用料金については、改正前の条例で定める金額のままとなっており、現行の条例に定める金額を超えているので是正されたい。

(5) 上越人材ハイスクール

実績報告では決算額の収支差引はゼロとなっている。指定管理者の総勘定元帳によれば、人件費など一部の経費で年度末に未払金として計上しているものもある。所管課では元帳及び関連伝票を確認しているとのことであるが、これらの未払金の内容確認については不十分であった。未払金も含め適切な収支報告となっているか確認されたい。

以上であるが、指定管理者制度の趣旨を踏まえ、今後とも一層、市民サービスの向上と適切な事務執行に努めていただきたい。